

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件名 日本年金機構で使用する高圧電力（中国電力管内）
- (2) 需要場所 別添1のとおり
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕 様

供給先各官署に供給する電気のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、日本年金機構に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

＊参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2026-01/2025%20RE100%20Technical%20Criteria-Japanese%20%201.pdf>

また、別添3-2において開示した再生可能エネルギー発電施設で発電された電気及び当該電気に由来する環境価値を供給すること。

- (1) 供給電気方式等 別添1のとおり
- (2) 契約電力、予定使用電力量
 - ① 契約電力：実量制とし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
(目安として別添1に令和9年4月の予定契約電力を記載する。)
 - ② 予定使用電力量：別添1のとおり。
- (3) 使用期間
 - 自 令和 9年 4月 1日 0：00
 - 至 令和 10年 3月31日 24：00
- (4) 電力量等の計量：別添1のとおり。
- (5) 需給地点
需要場所における受電設備の終端接続部接続端子と給電者の設置した終端接続部接続端子との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

(8) 電気料金の算定方法
電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

電気料金の計算は、次の①—1、①—2、①—3及び①—4を合計して得た金額とする。

①—1 基本料金

契約ごとに基本料金単価を定め、当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を0円とみなして算定するものとする。

①—2 電力量料金

契約ごとに電力量料金単価を定め、当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①—3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準じるものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①—4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

(9) 入札金額算出方法

①容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。

②本入札において、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

(10) 対価の支払方法

① 月毎に各需要場所の契約電力、力率、使用期間、使用電力量、燃料費調整（単価含

む)、請求金額等明細内訳を記載した報告書(任意様式)を作成し、その内容について、日本年金機構職員の中から指定する検査職員の検査を受けなければならない。

② 上記①の検査に合格後、対価の支払いを、日本年金機構の出納責任者に月単位に請求することができる。

(1 1) その他

① 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再エネ賦課金については、管内の旧一般電気事業者が特定規模需要に対し定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。

② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

③ 再生可能エネルギー電気の確認資料

受託事業者は、契約年度における電気の供給が終了後、原則3か月以内に、供給元電源情報及び供給を行った電気に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別添3-5及び別添3-6を日本年金機構に送付すること。原則3か月以内までの送付が難しい場合は、協議により定めた期間内に提出すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別添3-5及び別添3-6提出後、協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が「2.仕様」を満たしていない場合、受託事業者は、「2.仕様」を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを日本年金機構に提出する等により補修すること。

④ その他この仕様書に定めのない事項については、担当部署の指示に従うものとする。

(1 2) 主体的業務等の再委託の禁止

当該業務の実施にあたり、主体的部分(業務の全体管理、電力の供給、及び費用の請求)を第三者へ委託することは認めないものとする。

(1 3) 是正措置

受託事業者が日本年金機構に供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転を行う再生可能エネルギー発電施設のいずれかにおいて、その設置又は運転に関して事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令の違反が明らかになった場合、受託事業者は、当該発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は環境価値の日本年金機構に対する供給を停止するとともに、その代わりとして、違反が認められない他の発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は当該電気に由来する環境価値を供給しなければならない。

3. 入札参加に関する注意事項

(1) 事前提出書類

別添3-1、別添3-2、別添3-3及び別添3-4を令和8年12月1日(火)正午までに「4. 担当部署」に提示すること。

提示された書類に関し、環境配慮基準に適合し、本案件の履行能力を有すると認められた者のみ応札が可能であり、審査結果は、令和8年12月9日(水)17時までに「4. 担当部署」より電話で連絡を行う。

(2) 仕様書に関する質疑

仕様書等に関して疑義があり説明を求めようとする場合は、別添2の質問書を作成のうえ、「4. 担当部署」に電話連絡後、令和8年10月21日(水)正午までにFAXにより提出を行うこと。質問事項に対する回答は、令和8年11月6日(金)18時頃に日本年金機構HPに掲載する。

4. 担当部署

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 担当：篠原

T E L 03-6892-0727 F A X 03-6892-7993

1. 概要				2. 仕様（1）供給電気方式等						令和9年4月～令和10年3月の使用電力量見込（単位：kWh）															
案件番号	エリア	拠点数	契約電力 (KW)	①供給電気方式	②供給電圧 (V) (標準電圧)	③計量電圧 (V) (標準電圧)	④標準周波数 (H z)	⑤受電方式	⑦蓄熱式 負荷設備の有無	令和9年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和10年 1月	2月	3月	合計	夏季	その他季	
7	日本年金機構で使用する高圧電力（中国電力管内）	26	1,446	交流 3 相 3 線式	6,000	6,000	60	専用変圧器設置 1 台設置	無	137,152	133,563	173,490	254,128	237,442	206,628	156,488	140,775	194,015	232,219	195,372	181,353	2,242,625	698,198	1,544,427	

※ 各案件の契約期間は令和9年4月1日～令和10年3月31日を想定していますが、契約後に必要な調達期間次第では令和9年1月からの契約開始を検討しています。

概要										【参考】令和9年4月～令和10年3月の使用電力量見込（単位：kWh）													
項番	エリア	需要場所		需要場所住所	受電方式	⑥契約 電力 (KW)	⑦蓄熱式 負荷設備 の有無	⑧検針 方法	⑨計量器 構成(線)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	エリア合計
212	中国	鳥取年金事務所	66	鳥取県鳥取市扇町 1 7 6	1回線受電	66	無	自動検針	本線	6,018	5,610	7,016	9,891	8,881	7,423	6,104	5,469	6,622	10,576	7,712	6,598	87,920	2,242,625
213	中国	倉吉年金事務所	37	鳥取県倉吉市山根 6 1 9 - 1	1回線受電	38	無	自動検針	本線	3,893	3,799	4,631	6,627	6,117	5,070	4,153	3,758	5,124	6,423	5,310	4,337	59,242	
214	中国	米子年金事務所	52	鳥取県米子市西福原 2 - 1 - 3 4	1回線受電	52	無	自動検針	本線	5,316	5,315	6,871	9,581	8,212	7,125	5,937	5,168	6,709	7,953	6,972	6,470	81,629	
215	中国	松江年金事務所	63	鳥根県松江市東朝日町 1 0 7	1回線受電	63	無	自動検針	本線	5,384	4,864	6,912	10,762	10,097	8,271	5,515	5,435	8,256	11,305	8,998	7,616	93,415	
216	中国	出雲年金事務所	50	鳥根県出雲市塩冶町 1 5 1 6 - 2	1回線受電	50	無	自動検針	本線	4,431	4,691	5,951	9,223	8,223	6,797	5,118	4,581	6,052	7,787	6,360	6,006	75,220	
217	中国	浜田年金事務所	39	鳥根県浜田市原井町 9 0 8 - 2 6	1回線受電	42	無	自動検針	本線	4,221	3,960	4,887	7,674	7,035	6,031	5,110	3,960	5,412	7,056	5,816	5,080	66,242	
218	中国	岡山東年金事務所	57	岡山県岡山市中区国富 2 2 8	1回線受電	57	無	自動検針	本線	4,778	5,005	7,022	10,235	9,861	8,339	5,626	5,166	7,830	9,962	7,983	6,981	88,788	
219	中国	岡山西年金事務所	61	岡山県岡山市北区昭和町 1 2 - 7	1回線受電	61	有	自動検針	本線	5,960	6,059	8,389	12,398	12,128	10,432	7,115	5,960	8,511	9,630	8,662	8,052	103,296	
220	中国	倉敷東年金事務所	85	岡山県倉敷市老松町 3 - 1 4 - 2 2	1回線受電	85	無	自動検針	本線	7,315	6,446	8,385	12,776	12,031	10,073	7,011	7,021	9,303	10,293	8,711	8,705	108,070	
221	中国	倉敷西年金事務所	53	岡山県倉敷市玉島 1 9 5 2 - 1	1回線受電	53	無	自動検針	本線	4,968	5,149	6,612	9,573	9,196	8,180	5,210	4,662	6,517	7,419	6,675	6,024	80,185	
222	中国	津山年金事務所	56	岡山県津山市田町 1 1 2 - 5	1回線受電	56	無	自動検針	本線	4,910	4,617	5,720	8,079	7,280	5,976	4,935	5,334	7,688	8,452	7,226	7,039	77,256	
223	中国	高梁年金事務所	39	岡山県高梁市旭町 1 3 9 3 - 5	1回線受電	39	無	自動検針	本線	3,186	3,085	4,268	6,090	5,465	4,761	3,988	3,615	4,632	6,375	4,810	3,296	53,571	
224	中国	広島東年金事務所	109	広島県広島市中区基町 1 - 2 7	1回線受電	109	無	自動検針	本線	11,091	9,816	13,924	20,475	18,434	16,151	12,208	12,371	17,363	19,894	16,701	16,202	184,630	
225	中国	広島南年金事務所	93	広島県広島市南区皆実町 1 - 4 - 3 5	1回線受電	93	有	自動検針	本線	9,816	10,252	13,803	20,392	19,728	17,200	12,634	10,240	14,821	17,609	14,316	13,326	174,137	
226	中国	福山年金事務所	70	広島県福山市旭町 1 - 6	1回線受電	76	無	自動検針	本線	5,831	6,103	8,900	14,958	13,994	11,744	7,224	6,783	10,671	12,500	10,820	9,726	119,254	
227	中国	呉年金事務所	29	広島県呉市宝町 2 - 1 1	1回線受電	29	無	自動検針	本線	6,569	6,626	6,926	8,316	7,852	7,594	7,326	6,847	7,346	7,345	6,870	7,479	87,096	
228	中国	三原年金事務所	56	広島県三原市円一町 2 - 4 - 2	1回線受電	56	無	自動検針	本線	4,578	4,024	5,640	8,866	8,644	7,394	5,117	5,457	7,716	9,077	7,830	7,101	81,444	
229	中国	三次年金事務所	37	広島県三次市十日市東 3 - 1 6 - 8	1回線受電	37	無	自動検針	本線	3,427	3,301	3,767	5,131	4,699	4,333	3,651	3,657	4,728	5,848	4,707	4,560	51,809	
230	中国	備後府中年金事務所	36	広島県府中市府中町 7 3 6 - 2	1回線受電	36	無	自動検針	本線	4,113	3,707	4,584	6,426	6,234	5,317	4,097	4,195	5,319	6,096	5,189	5,138	60,415	
231	中国	山口年金事務所	78	山口県山口市吉敷下東 1 - 8 - 8	1回線受電	78	無	自動検針	本線	5,934	5,750	7,702	11,522	10,605	9,249	6,985	5,805	8,310	9,591	8,645	7,813	97,911	
232	中国	下関年金事務所	56	山口県下関市新地町 3 - 4 - 5	1回線受電	56	無	自動検針	本線	5,611	5,637	7,118	10,464	9,935	9,521	7,470	5,579	7,415	8,310	7,413	7,315	91,788	
233	中国	徳山年金事務所	57	山口県周南市新宿通 5 - 1 - 8	1回線受電	59	無	自動検針	本線	5,236	5,286	6,438	9,050	8,417	7,770	6,498	5,387	7,494	9,269	7,362	7,068	85,275	
234	中国	宇部年金事務所	65	山口県宇部市港町一丁目 3 番 7 号	1回線受電	65	無	自動検針	本線	5,454	5,087	6,612	10,087	9,649	8,794	6,561	5,344	7,518	8,849	7,606	7,376	88,937	
235	中国	岩国年金事務所	46	山口県岩国市立石町 1 - 8 - 7	1回線受電	46	無	自動検針	本線	4,769	5,426	6,648	9,418	8,715	7,667	6,302	4,642	6,878	8,418	7,145	6,382	82,410	
236	中国	萩年金事務所	35	山口県萩市江向 3 2 3 - 1	1回線受電	36	無	自動検針	本線	3,755	3,359	4,194	5,527	5,421	4,829	4,004	3,756	5,165	5,564	4,934	5,051	55,559	
237	中国	旧広島西年金事務所	7	広島県広島市西区中広町 2-30-5	1回線受電	8	無	自動検針	本線	588	589	570	587	589	587	589	583	615	618	599	612	7,126	

日本年金機構で使用する高圧電力（中国電力管内）への質問（回答）書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 様提出者 所在地
事業所名
代表者名
FAX 番号
TEL 番号

⑩

番号	質 問	回 答

【質問書提出期限】 令和8年10月21日（水）正午まで

【質問書提出方法】 F A X （ 03-6892-7993 ） ※送信後電話にてF A X到着確認を行うこと。

【質問書の提出先】 日本年金機構 本部 会計・資産管理部 管財グループ 篠原（T E L：03-6892-0727）

※質問への回答11月6日（金）18時頃までに日本年金機構ホームページに掲載します。

適合証明書

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法			番 号
①ホームページ	②パンフレット	③チラシ	
④その他 ()			

2 二酸化炭素排出係数及び供給する電気に占める再生可能エネルギーの割合

	項 目	自社の 基準値
①	令和 6 年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（事業者全体・供給する電気）（単位：kg-CO2/kWh） ※事業者全体、供給する電気のどちらの値であるかを併せて記載すること。	
②	供給する電気に占める再生可能エネルギーの割合（本契約の契約電力量に占める再生可能エネルギー電気の予定供給量を右欄に記載すること。）	

- 注 1） 1 の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から 1 年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から 1 年以内に限る。）を「番号」欄に記載すること。
- 注 2） 1 の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示、及び 2 ①の値が事業者全体であれば0.435、供給する電気であれば0.342以下であり、かつ 2 ②の値が100%である者を本案件の入札適合者とする。
- 注 3） 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

住所
会社名
代表者氏名

以下、開示内容の下欄①又は②の由来となる発電施設情報を提出し、当該発電施設を設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がないことを誓約いたします。

開 示 内 容	番 号
①再生可能エネルギー電気・環境価値両方	②環境価値のみ

- 注１ 関係法令とは、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令をいう。
- 注２ 相対取引等、供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できる場合は、①を選択の上、再生可能エネルギー電気及び環境価値の発行元である発電施設情報を別添３－３を用いて入札時に提出すること。地域脱炭素化促進事業制度の認定事業から電力を供給する場合には、証明できる資料を入札時に提出すること。
- 注３ 供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できない場合は、②を選択の上、環境価値の発行元である発電施設のトラッキング情報を別添３－３を用いて入札時に提出すること。入札時に環境価値の電源情報の特定が不可能な場合には別添３－５を用いて発注者が定める期間内に提出すること。
- 注４ 違法でないことを確認する対象としては、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等であるが、地域との共生を図る再エネを推進する観点では、環境省が策定する「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」等を参照し、手引きを遵守した発電施設から電気を調達することが望ましい。

特定電源割当誓約書

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 様

提出者 所在地
事業所名
代表者名
FAX番号
TEL番号

⑩

以下のとおり日本年金機構に電気を供給することを誓約する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、日本年金機構に移転することをここに証する。

1 対象拠点(需要施設名、需要施設住所、契約電力)
別添1のとおり

2 供給期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(発電施設及び環境価値の属性情報は別添3-4のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)	累積 (見込み)
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【C】													

【照会先】

日本年金機構
会計・資産管理部 管財グループ
担当：篠原
TEL：03-6892-0727
FAX：03-6892-7993

[illegible]

【別添】環境価値の属性情報（見込みを含む。）

[illegible]

特定電源割当証明書

日本年金機構 理事長代理人
 会計・資産管理部長 岡部 太 様

提出者 所在地
 事業所名
 代表者名
 FAX番号
 TEL番号



1 お客様情報

お客様番号 ○○○○
 需要施設名 ○○○○
 需要施設住所 ○○県○○市○○
 契約電力 ○○○○kW

2 供給期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別添3-6のとおり)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (見込み)	累積 (見込み)
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【C】													

担当者等連絡先

部署名 :
 責任者名 :
 担当者名 :
 T E L :
 E - mail :

【別添】環境価値の属性情報(見込みを含む。)

[illegible]

電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法

1. 落札方式

落札者の決定は、次の要件ア～エの全てに該当する者のうち、2の「総合評価点の計算方法」によって得られた総合評価点が最も高い者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。

ウ 小売電気事業者の事業者全体又は本契約で提供される電力（以下「調達電力」という。）の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）が、事業者全体であれば 0.435 kg-CO₂/kWh 以下、調達電力であれば 0.342 kg-CO₂/kWh 以下であること。

エ 調達電力に占める再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）電気が 100% であること。再エネ電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を評価対象とする。

なお、イ～エの要件については別添 3-1 を提出すること。

2. 総合評価点の計算方法

(1) 得点

得点については、1「落札方式」のウ及びエを満たしているものに標準点（100 点）を与える。更に 2（2）「評価基準」に基づき、評価に応じて得点（以下「加算点」という。）を与える。なお、加算点の満点は 50 点とする。

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{得点}}{\text{入札価格}}$$

・ 得点 = 標準点の満点（100 点） + 加算点の満点（50 点）

む)、請求金額等明細内訳を記載した報告書(任意様式)を作成し、その内容について、日本年金機構職員の中から指定する検査職員の検査を受けなければならない。

②(2) 上記①の検査に合格後、対価の支払いを、日本年金機構の出納責任者に月単位に請求することとする。
加算点は各評価基準ア～キに応じて点数を与え、その総計とする。

加算点の評価項目		配点※
ア	事業者全体の二酸化炭素排出係数	20 点
イ	調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	10 点
ウ	再生可能エネルギーの導入状況	5 点
エ	未利用エネルギーの活用状況	5 点
オ	調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	5 点
カ	指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	5 点

各項目の評価方法の詳細は次頁以降のとおり。

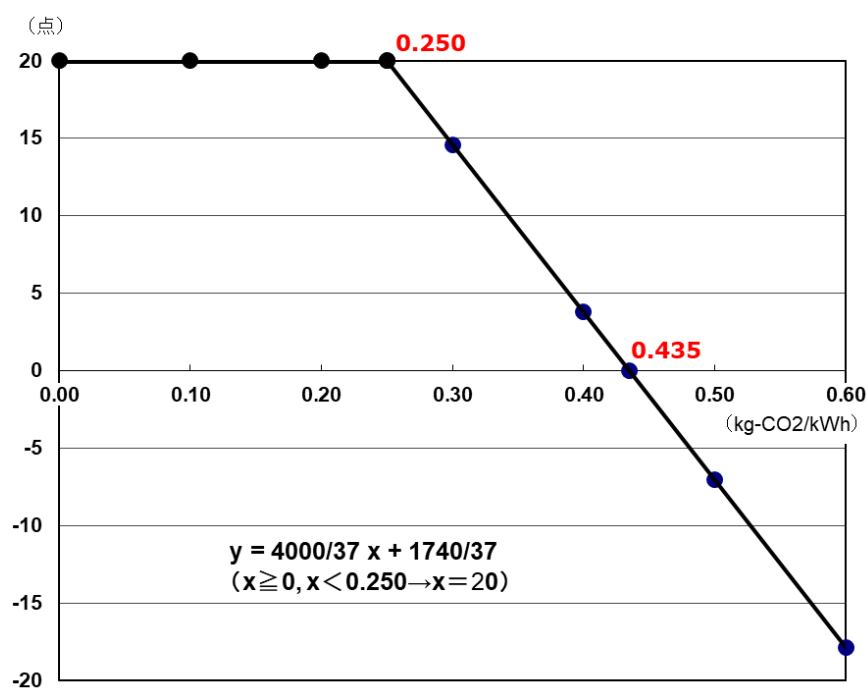
ア 令和 7 年度 1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数

令和 7 年度の事業者全体の調整後排出係数として、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した数値を評価する。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。温対法に基づき令和 7 年度のメニュー別排係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和 7 年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

線形評価とし、0.435 kg-CO₂/kWh を下回る場合は 20 点を上限に加点し、上回る場合は減点する。なお、0.250 kg-CO₂/kWh 以下は満点を与える。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

$$\text{加算点ア： } y = -\frac{4000}{37}x + \frac{1740}{37} \quad (x \geq 0, x < 0.250 \rightarrow x = 20)$$



図Ⅱ－2.1－1 事業者全体の二酸化炭素排出係数に係る評価式及び評価図（加算点）

なお、線形評価に当たっては自動算定用のエクセルを[環境省のホームページに掲載](#)しているので参考にされたい（以下同じ）。

イ 調達電力に占める再エネ電気の割合

評価対象の再エネ電気は1「落札方式」で定めるとおり、100%で満点を与える。

ウ 再エネの導入状況

再エネの導入状況とは、次の①から⑤に示した再エネ電気の利用量(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。ただし、①から⑤の再エネ電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- ①自社施設で発生した再エネ電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再エネ電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh))
- ②グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度¹により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)²の量(kWh)
- ③J-クレジット制度³により認証された再エネ電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
- ④非化石価値取引市場⁴から調達した固定価格買取制度による再エネ電気に係る非化石証書の量(kWh)
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再エネ電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)

(算定方式)

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) (①+②+③+④+⑤) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端) (kWh)}} \times 100$$

¹ 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書のCO₂排出削減価値を国が認証することにより、温対法に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。

² グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO₂削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量(kWh)とする。

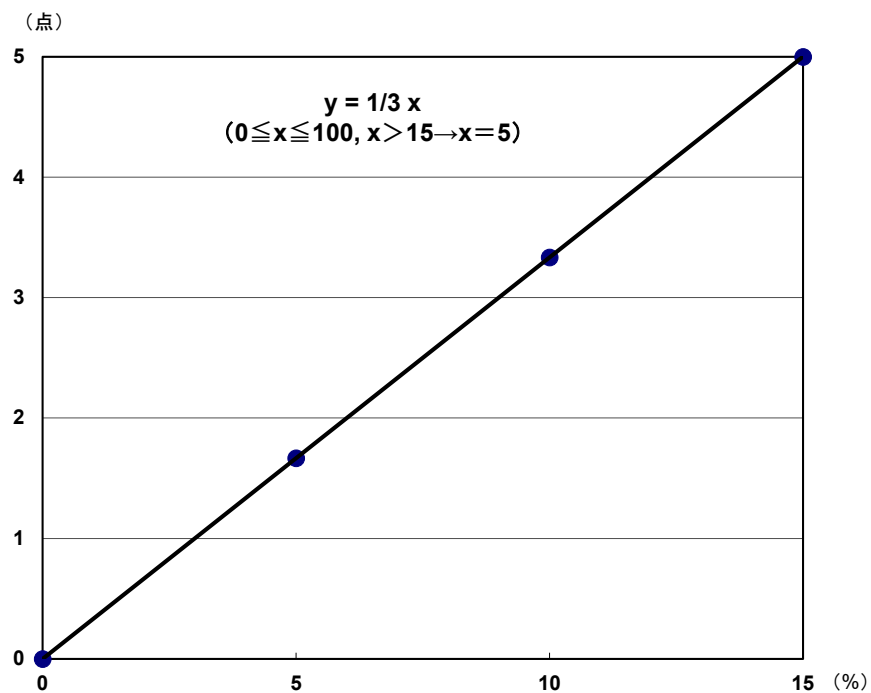
³ 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂等の排出削減量、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

⁴ 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非FIT非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそれぞれ取り引きされている。

事業者全体の供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の導入割合を評価する
導入していれば加点することとし、15%を満点として5点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点ウ： $y = \frac{1}{3}x$ ($0 \leq x \leq 100, x > 15 \rightarrow x = 15$)



図Ⅱ－2.1－3 再エネの導入状況に係る評価式及び評価図（加算点）

エ 未利用エネルギー⁵の活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を前年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値

(算定方式)

$$\begin{array}{l} \text{前年度の未利用エネルギーの活用状況} \\ \text{(\%)} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{前年度の未利用エネルギーによる} \\ \text{発電電力量（送電端）(kWh)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{前年度の供給電力量（需要端）} \\ \text{(kWh)} \end{array}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

事業者全体の供給電力量に占める未利用エネルギーの活用割合を評価する。活用していれば加算することとし、2%を満点として5点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

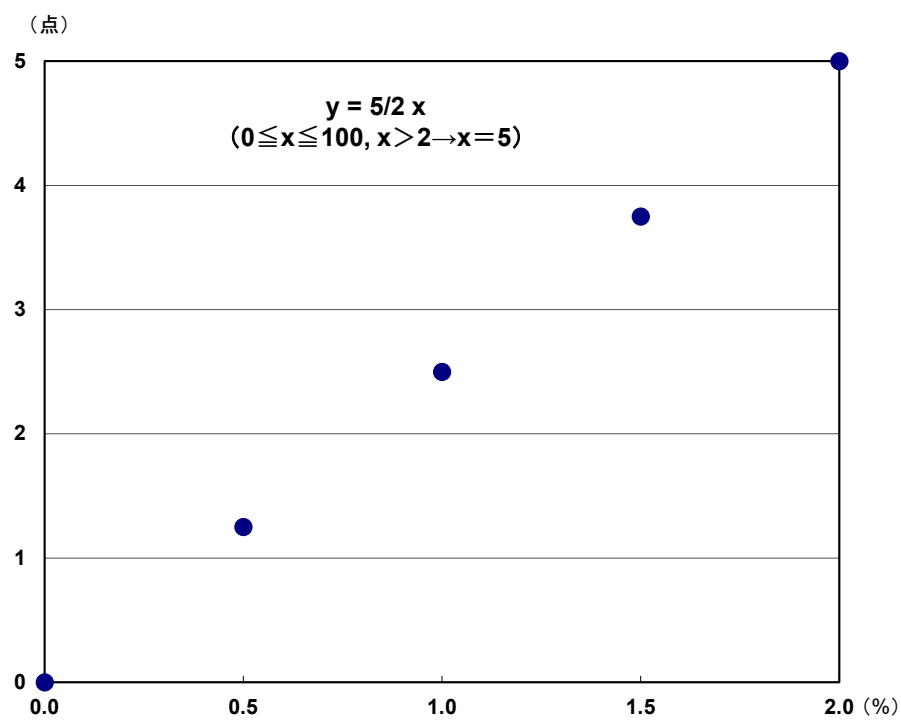
$$\text{加算点エ： } y = \frac{5}{2}x \quad (0 \leq x \leq 100, x > 2 \rightarrow x = 5)$$

⁵ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。
（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス



図Ⅱ－2.1－4 未利用エネルギーの活用状況に係る評価式及び評価図（加算点）

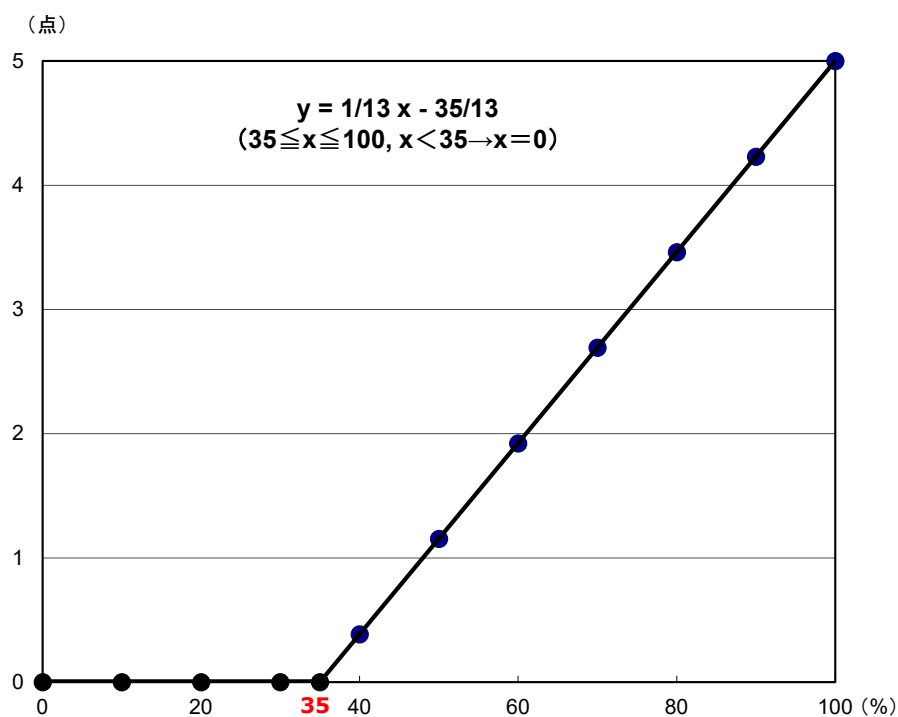
オ 追加性のある再エネ電気の評価

追加性の要件としては、RE100 技術要件を参照して、運転開始日又はリパワリング日が 15 年以内である再生可能エネルギー電気を対象とする。

調達電力に対して追加性のある再生可能エネルギー電気を 35%以上供給していれば加点することとし、100%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

$$\text{加算点オ： } y = \frac{1}{13}x - \frac{35}{13} \quad (0 \leq x \leq 100, x < 35 \rightarrow x = 0)$$



図Ⅱ－2.1－5 追加性のある再生可能エネルギー電気に係る評価式及び評価図（加算点）

カ 指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組

地域脱炭素化促進事業制度で認定された電力を供給していれば配点の満点を与える。別添 3-1 の適合証明書により、入札時に該当する電力及び証書の発電施設情報を提出すること。また契約満了時に証書及びそのトラッキング情報を実績として報告すること。

(3) 提出を必須とする資料

ウ～カ※の評価項目の取組状況を様式 1 により提出すること。

総合評価落札方式における評価項目の取組状況

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者氏名

このことについて、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

件名： 日本年金機構で使用する高圧電力（中国電力管内）

項目		自社の基準値／計画値／取組
ア	令和 7 年度 1kWh 当たりの事業者全体の二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	
イ	調達電力に占める再生可能エネルギーの割合（単位：％）	
ウ	令和 7 年度再生可能エネルギー導入状況（単位：％）	
エ	令和 7 年度未利用エネルギー活用状況（単位：％）	
オ	調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギーの割合（本契約の調達電力に占める再エネ割合※を右欄に記載すること。）（単位：％）	
カ	地域脱炭素化促進事業制度 （該当する場合には右欄に「有」と記載した上で関係書類を提出すること。）	

以上